

2017年 7月10日

一般社団法人 日本民間放送連盟
会長 井上 弘 様

国民投票のルール改善を考え求める会

要 望 書

私たち「国民投票のルール改善を考え求める会」は2016年10月、ジャーナリスト、放送・広告業界関係者、研究者を中心メンバーとして発足いたしました。国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）がことし5月18日、「制定・公布10年」の節目を迎えたことを契機に、具体的な憲法改正論議とは一線を画しつつ、ゼロベースから再度、あるべき公正、中立なルールを追求していくことが当会の基本姿勢です。

当会はこれまで計4回、総じて10時間を超える議論を重ねてまいりました。そして本日、これまでの議論を踏まえ、貴連盟に対し、下記の要望を取りまとめるに至りました。

貴連盟におかれましては、当会の要望に関して、遅滞なくご検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

（要望）国会が発議した憲法改正案に関する広告放送（①賛成投票、反対投票を勧誘する表現を含むもの、②賛成、反対の意見表明にとどまるもの、のいずれの形態を含む。）の料金等の条件について、憲法改正案に対する賛成、反対の立場で不平等が生じることがないように、公平なルールづくりを行うこと。

国民投票法制上の論点に関しては、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会において、各党間の合意形成が鋭意、進められてきました（2005～07年）。この合意形成の過程では、国会が憲法改正を発議した日から投票期日までの間（国民投票運動期間）におけるメディア規制のあり方に関しても、とくに広告放送に係る論点を中心に、議論が交わされました。

この点、当時を振り返ってみると、放送事業者が、国会が発議した憲法改正案に関する広告放送を行う場合、その料金等の条件について、「賛成」「反対」のいずれも「同等」となるよう配慮しなければならない旨の明文規定を置くべきとする議論（配慮規定の明文化案）が、与党内で一時期、検討されたことがあります。もっとも、この配慮規定の明文化

案は、国会、政府が放送事業者に対する介入を根拠づけるおそれがあること等を理由に見送られ、その趣旨は、あくまで放送事業者の自主的取組みに委ねることとされました。

言うまでもなく、賛成の広告、反対の広告において、その料金等の条件に「不平等」があれば（たとえば賛成の広告が、反対の広告よりも低額に設定される、反対の広告よりも高視聴率時間帯に放送されるなど）、その分、放送事業者が有する宣伝力が歪んで行使されることに他ならず、国民投票の公正を害する重大な結果を招きます。単に、広告主と放送事業者との間の商取引レベルの問題に収まらず、国民主権主義、民主主義という憲法上の根本原則を動揺させかねず、立憲国家として深刻な問題を抱える事態を招くのです。

国民投票法の制定・公布から10年が経ちましたが、残念なことに、貴連盟におきましては、料金等の条件の平等を担保する件に関し、必要な議論を重ねておられません。思えば10年前、国民投票法が成立した日（2007年5月14日）、貴連盟は「意見広告の取り扱いについては、放送事業者の自主・自律による取組みに委ねられるべき」との会長コメントを発出しておられました。しかし、この10年間、何も議論しないという消極的意味での自主・自律が守られてきたに過ぎないのではないのでしょうか。

安倍晋三自由民主党総裁が「2020年憲法改正施行」を公言している状況の下、2019年中に憲法改正国民投票を執行しようとする政治的スケジュールも、徐々に具体化（既定路線化）されつつあります。憲法改正案に関する広告放送の料金等の条件は、平等に設定されるのか否かという問題は、憲法改正案に対する表決態度とは別の次元で、すべての有権者にとって重大な関心事であり、日程的には急務の検討課題です。

したがって、当会は、貴連盟が前記の要望内容に対し、迅速、誠実にご対応いただくことを強く望みます。

以上

国民投票のルール改善を考え求める会

田島泰彦（法学者。上智大学文学部新聞学科教授）

井上達夫（法哲学者。東京大学大学院教授）

堀 茂樹（フランス文学・哲学研究者、慶應大学名誉教授）

本間 龍（作家。『原発プロパガンダ』『原発広告』の著者）

南部義典（法学者。『超早わかり 国民投票法入門』の著者）

宮本正樹（劇映画『第9条』の監督。脚本家。）

今井 一（ジャーナリスト。『「憲法9条」国民投票』の著者）

[連絡先]

rule.of.ref@gmail.com

TEL&FAX 06-6751-7345